

## ❖ 医療費助成制度について

平成22年4月診療分からの医療費助成制度についてお知らせします。お住まいの市町ごとに変更点が異なりますのでご留意ください。

なお、平成22年3月診療分までは、現在お住まいの市町の制度が適用されます。

### こども(児童)医療費助成

**制度名称:**栃木市の方は変更があります。

**対象者:**栃木市、藤岡町の方は変更があります。

**自己負担:**栃木市の方は変更があります。

**助成方法:**合併前後で変わりません。

《新市の制度内容》

制度名称…… こども医療費助成制度

対象者……… 小学校6年生まで

自己負担……… なし

《市町ごとの留意事項》

#### ●栃木市の方

既に受給資格者証をお持ちの方は、これまでお使いの受給資格者証を継続してお使いいただけます。

新4年生は、現在お手持ちの受給資格者証をそのままお使いください。

新5、6年生には登録案内の通知をお送りします。登録手続終了後、受給資格者証を郵送します。

#### ●藤岡町の方

既に受給資格者証をお持ちの方全員に、新しい受給資格者証を郵送します。

新5、6年生には登録案内の通知をお送りします。登録手続終了後、資格者証を発行します。

#### ●大平町、都賀町の方

既に受給資格者証をお持ちの方全員に、新しい受給資格者証を郵送します。



### 《お問合せ》

栃木市保険年金課 Tel.21-2153

大平町保険児童課 Tel.43-9223

藤岡町福祉環境課 Tel.62-0905

都賀町住民課 Tel.29-1103

### 重度身障がい者医療費

#### 妊産婦医療費

#### ひとり親家庭医療費

制度名称、対象者及び助成方法等は、合併前後で変わりません。

栃木市、大平町、都賀町の方は、1医療機関あたり月額500円の自己負担がありました。新市においては自己負担がなくなります。

《市町ごとの留意事項》

#### ●栃木市の方

既に受給資格者証をお持ちの方は、これまでお使いの受給資格者証を継続してお使いいただけます。

#### ●大平町、都賀町、藤岡町の方

既に受給資格者証をお持ちの方全員に新しい受給資格者証を郵送します。

### その他

#### ○市窓口での申請について

- ・総合病院、大学病院は診療科ごとに分けずに、1枚の申請書にまとめて添付できるようになります。
- ・こども(児童)医療費助成において、3歳未満の方の外来診療の利用方法(栃木県内において現物給付)はこれまでと変わりませんが、「入院の際の食事療養費」については、病院窓口で支払いが必要となります。この場合、申請用紙に領収書を添えて市に申請してください。後日、振込でお返しします。

#### ○払込通知書について

大平町、藤岡町の方に振込の際郵送しておりました「払込通知書」はなくなります。